

【医療保険】 マリモ訪問看護ステーション佐伯 訪問看護利用料金料金表
(令和8年6月1日改定)

※ 記載してある料金は10割分となります。自己負担割合はお手持ちの健康保険被保険者証で確認します。

名称	内容	料金	☐ 1割負担 ☐ 2割負担 ☐ 3割負担
訪問看護基本療養費Ⅰ * 特別指示書の交付を受けた場合は指示の日から14日を限度（月1回まで） ただし厚生労働大臣が定める者（*1）については月2回まで	保健師、看護師、助産師が訪問した場合 週3日まで	5,550 円/日	
	週4日目以降	6,550 円/日	
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問した場合	5,550 円/日	
訪問看護基本療養費Ⅱ 【同一建物の場合】 * 特別指示書の交付を受けた場合は指示の日から14日を限度（月1回まで） ただし厚生労働大臣が定める者（*1）については月2回まで	保健師、看護師、助産師が同一日に2人訪問した場合 週3日まで	5,550 円/日	
	週4日目以降	6,550 円/日	
	保健師、看護師、助産師が同一日に3人以上9人以下訪問した場合 週3日まで	2,780 円/日	
	週4日目以降	3,280 円/日	
	保健師、看護師、助産師が同一日に10人以上19人以下訪問した場合 月20日まで	2,760 円/日	
	月21日以降	2,660 円/日	
	保健師、看護師、助産師が同一日に20人以上49人以下訪問した場合 月20日まで	2,710 円/日	
	月21日以降	2,610 円/日	
	保健師、看護師、助産師が同一日に50人以上訪問した場合 月20日まで	2,610 円/日	
	月21日以降	2,510 円/日	
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が同一日に2人訪問した場合	5,550 円/日	
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が同一日に3人以上9人以下訪問した場合	2,780 円/日	
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が同一日に10人以上19人以下訪問した場合 月20日まで	2,760 円/日	
	月21日以降	2,660 円/日	
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が同一日に20人以上49人以下訪問した場合 月20日まで	2,710 円/日	
	月21日以降	2,610 円/日	
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が同一日に50人以上訪問した場合 月20日まで	2,610 円/日	
	月21日以降	2,510 円/日	
訪問看護基本療養費Ⅲ 【入院中の外泊の場合】	在宅療養に備えて一時的に外泊している入院患者（厚生労働大臣が定める者（*2）に限る）に対する訪問看護を行った場合 入院中1回に限り （*3）については入院中2回算定可	8,500 円/回	
特別地域訪問看護加算	訪問看護ステーションの所在地から利用者の家庭までの訪問につき、最も合理的な通常の経路及び方法で片道1時間以上を要する場合	所定額の50/100× 訪問日数	
緊急訪問看護加算	利用者又は家族等の緊急の求めで主治医の指示に基づき訪問		

		看護を行った場合 月 14 日目まで 月 15 日目で以降	2,650 円/回 2,000 円/回	
難病等複数回訪問加算	1 日に 2 回の場合	同一建物内 1 人又は 2 人	4,500 円/日	
		同一建物内 3 人以上 9 人以下	4,000 円/日	
		同一建物内 10 人以上 19 人以下	3,700 円/日	
		同一建物内 20 人以上 49 人以下	3,500 円/日	
		同一建物内 50 人以上	3,300 円/日	
	1 日に 3 回以上の場合	同一建物内 1 人又は 2 人	8,000 円/日	
		同一建物内 3 人以上 9 人以下 月 20 日まで	7,200 円/日	
		同一建物内 3 人以上 9 人以下 月 21 日以降	6,900 円/日	
		同一建物内 10 人以上 19 人以下 月 20 日まで	6,300 円/日	
		同一建物内 10 人以上 19 人以下 月 21 日以降	5,200 円/日	
		同一建物内 20 人以上 49 人以下 月 20 日まで	4,800 円/日	
		同一建物内 20 人以上 49 人以下 月 21 日以降	3,500 円/日	
		同一建物内 50 人以上 月 20 日まで	4,100 円/日	
		同一建物内 50 人以上 月 21 日以降	3,000 円/日	
	1 日に 3 回以上の場合	同一建物内 1 人又は 2 人	8,000 円/日	
		同一建物内 3 人以上 9 人以下 月 20 日まで	7,200 円/日	
		同一建物内 3 人以上 9 人以下 月 21 日以降	6,900 円/日	
		同一建物内 10 人以上 19 人以下 月 20 日まで	6,300 円/日	
		同一建物内 10 人以上 19 人以下 月 21 日以降	5,200 円/日	
		同一建物内 20 人以上 49 人以下 月 20 日まで	4,800 円/日	
		同一建物内 20 人以上 49 人以下 月 21 日以降	3,500 円/日	
		同一建物内 50 人以上 月 20 日まで	4,100 円/日	
		同一建物内 50 人以上 月 21 日以降	3,000 円/日	
長時間訪問看護加算	1 回の訪問看護の時間が 90 分を超えた場合 特別管理加算対象者、特別訪問看護指示書による訪問看護の場合 週 1 回まで 15 歳未満の超重症児・準超重症児又は 15 歳未満の特別管理加算対象者（*3②）への訪問看護の場合 週 3 回まで		5,200 円/回	
乳幼児加算	6 歳未満の利用者に対して訪問看護を行った場合 別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合		1,800 円/日	
	上記以外の場合		1,400 円/日	
複数名訪問看護加算 【看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）が複数で訪問した場合】	他の看護職員等（①保健師、②助産師、③看護師、④理学療法士、⑤作業療法士、⑥言語聴覚士）と同時に訪問看護を行った場合（週 1 回）	同一建物内 1 人又は 2 人	4,500 円/日	
		同一建物内 3 人以上 9 人以下	4,000 円/日	
		同一建物内 10 人以上 19 人以下	3,400 円/日	
		同一建物内 20 人以上 49 人以下	3,000 円/日	
		同一建物内 50 人以上	2,700 円/日	
	⑦准看護師と同時に訪問看護を行った場合（週 1 回）	同一建物内 1 人又は 2 人	3,800 円/日	
		同一建物内 3 人以上 9 人以下	3,400 円/日	
		同一建物内 10 人以上 19 人以下	2,800 円/日	
		同一建物内 20 人以上 49 人以下	2,500 円/日	
		同一建物内 50 人以上	2,200 円/日	
	その他の職員（看護師等（①～⑦）又は看護補助者）と同時に訪問看護を行った場合で、厚生労働大臣が定める場合を除く（週 3 日まで）	同一建物内 1 人又は 2 人	3,000 円/日	
		同一建物内 3 人以上 9 人以下	2,700 円/日	
		同一建物内 10 人以上 19 人以下	2,100 円/日	
		同一建物内 20 人以上 49 人以下	1,900 円/日	
		同一建物内 50 人以上	1,600 円/日	
	看護職員がその他の職員と同時に訪問看護を行った場合で、厚生労働大臣が定める場合（*3①②の該当者、特別指示書による訪問看護を受けている場合）	1 日 1 回 同一建物内 1 人又は 2 人	3,000 円/日	
		同一建物内 3 人以上 9 人以下	2,700 円/日	

		同一建物内 10 人以上 19 人以下 同一建物内 20 人以上 49 人以下 同一建物内 50 人以上 1 日 2 回 同一建物内 1 人又は 2 人 同一建物内 3 人以上 9 人以下 同一建物内 10 人以上 19 人以下 同一建物内 20 人以上 49 人以下 同一建物内 50 人以上 1 日 3 回以上 同一建物内 1 人又は 2 人 同一建物内 3 人以上 9 人以下 同一建物内 10 人以上 19 人以下 同一建物内 20 人以上 49 人以下 同一建物内 50 人以上	2,100 円/日 1,900 円/日 1,600 円/日 6,000 円/日 5,400 円/日 3,800 円/日 3,450 円/日 3,300 円/日 10,000 円/日 9,000 円/日 5,500 円/日 4,800 円/日 4,500 円/日	
	夜間・早朝訪問看護加算	夜間（18 時～22 時）、早朝（6 時～8 時） 同一建物内 1 人又は 2 人 月 15 日まで 同一建物内 3 人以上 9 人以下 月 16 日以降 月 15 日まで 同一建物内 10 人以上 19 人以下 月 16 日以降 月 15 日まで 同一建物内 20 人以上 49 人以下 月 16 日以降 月 15 日まで 同一建物内 50 人以上 月 16 日以降	2,100 円/日 2,100 円/日 1,900 円/日 1,800 円/日 1,300 円/日 1,200 円/日 950 円/日 1,000 円/日 800 円/日	
	深夜訪問看護加算	深夜（22 時～6 時） 同一建物内 1 人又は 2 人 月 15 日まで 同一建物内 3 人以上 9 人以下 月 16 日以降 月 15 日まで 同一建物内 10 人以上 19 人以下 月 16 日以降 月 15 日まで 同一建物内 20 人以上 49 人以下 月 16 日以降 月 15 日まで 同一建物内 50 人以上 月 16 日以降	4,200 円/日 4,200 円/日 4,000 円/日 3,900 円/日 2,300 円/日 2,100 円/日 1,500 円/日 1,800 円/日 1,300 円/日	
	精神科訪問看護基本療養費Ⅰ ＊特別指示書の交付を受けた場合は指示の日から 14 日を限度（月 1 回まで）	保健師、看護師、作業療法士が訪問した場合 週 3 日まで 30 分以上 30 分未満 週 4 日目で以降 30 分以上 30 分未満	5,550 円/日 4,250 円/日 6,550 円/日 5,100 円/日	
		准看護師による場合 週 3 日まで 30 分以上 30 分未満 週 4 日目で以降 30 分以上 30 分未満	5,050 円/日 3,870 円/日 6,050 円/日 4,720 円/日	
	精神科訪問看護基本療養費Ⅲ 【同一建物の場合】 ＊特別指示書の交付を受けた場合は指示の日から 14 日を限度（月 1 回まで）	保健師、看護師、作業療法士が同一日に 2 人訪問した場合 週 3 日まで 30 分以上 30 分未満 週 4 日目で以降 30 分以上 30 分未満	5,550 円/日 4,250 円/日 6,550 円/日 5,100 円/日	
		保健師、看護師、作業療法士が同一日に 3 人以上 9 人以下訪問した場合 週 3 日まで 30 分以上 30 分未満	2,780 円/日 2,130 円/日	

		週 4 日目以降 30 分以上 30 分未満	3,280 円/日 2,550 円/日	
		保健師、看護師、作業療法士が同一日に 10 人以上 19 人以下 訪問した場合 月 20 日まで 30 分以上 30 分未満 月 21 日以降 30 分以上 30 分未満	2,760 円/日 2,110 円/日 2,660 円/日 2,010 円/日	
		保健師、看護師、作業療法士が同一日に 20 人以上 49 人以下 訪問した場合 月 20 日まで 30 分以上 30 分未満 月 21 日以降 30 分以上 30 分未満	2,710 円/日 2,070 円/日 2,610 円/日 1,970 円/日	
		保健師、看護師、作業療法士が同一日に 50 人以上訪問した 場合 月 20 日まで 30 分以上 30 分未満 月 21 日以降 30 分以上 30 分未満	2,610 円/日 1,990 円/日 2,510 円/日 1,890 円/日	
	精神科訪問看護基本療養 費Ⅳ 【入院中の外泊の場合】	在宅療養に備えて一時的に外泊している入院患者（厚生労働 大臣が定める者に限る（*2））に対する訪問看護を行った場 合 入院中 1 回に限り （*3）については入院中 2 回算定可	8,500 円/回	
	特 別 地 域 訪 問 看 護 加 算 （精神科）	訪問看護ステーションの所在地から利用者の家庭までの訪問 につき、最も合理的な通常の経路及び方法で片道 1 時間以上 を要する場合（精神科訪問看護基本療養費に係る加算）	所定額の 50/100 × 訪問日数	
	精神科緊急訪問看護加算	利用者又は家族等の緊急の求めで主治医の指示に基づき訪問 看護を行った場合 月 14 日目まで 月 15 日目以降	2,650 円/回 2,000 円/回	
	長時間精神科訪問看護加 算	1 回の訪問看護の時間が 90 分を超えた場合 特別管理加算対象者、特別訪問看護指示書による訪問看護 の場合 週 1 回まで 15 歳未満の超重症児・準超重症児又は 15 歳未満の特別管 理加算対象者（*3②）への訪問看護の場合 週 3 回まで	5,200 円/回	
	複数名精神科訪問看護加 算 【看護職員（保健師又は 看護師）が複数で訪問し た場合】	他の保健師、看護師又は作業療法士と同時に訪問看護を行っ た場合 1 日に 1 回 同一建物内 1 人又は 2 人 同一建物内 3 人以上 9 人以下 同一建物内 10 人以上 19 人以下 同一建物内 20 人以上 49 人以下 同一建物内 50 人以上 1 日に 2 回 同一建物内 1 人又は 2 人 同一建物内 3 人以上 9 人以下 同一建物内 10 人以上 19 人以下 同一建物内 20 人以上 49 人以下 同一建物内 50 人以上 1 日に 3 回以上 同一建物内 1 人又は 2 人 同一建物内 3 人以上 9 人以下 同一建物内 10 人以上 19 人以下 同一建物内 20 人以上 49 人以下	4,500 円/日 4,000 円/日 3,400 円/日 3,000 円/日 2,700 円/日 9,000 円/日 8,100 円/日 6,880 円/日 6,070 円/日 5,460 円/日 14,500 円/日 13,000 円/日 11,050 円/日 9,750 円/日	

		同一建物内 50 人以上	8,770 円/日	
		准看護師と同時に訪問看護を行った場合		
		1 日に 1 回 同一建物内 1 人又は 2 人	3,800 円/日	
		同一建物内 3 人以上 9 人以下	3,400 円/日	
		同一建物内 10 人以上 19 人以下	2,800 円/日	
		同一建物内 20 人以上 49 人以下	2,500 円/日	
		同一建物内 50 人以上	2,200 円/日	
		1 日に 2 回 同一建物内 1 人又は 2 人	7,600 円/日	
		同一建物内 3 人以上 9 人以下	6,800 円/日	
		同一建物内 10 人以上 19 人以下	5,600 円/日	
		同一建物内 20 人以上 49 人以下	5,000 円/日	
		同一建物内 50 人以上	4,400 円/日	
		1 日に 3 回以上 同一建物内 1 人又は 2 人	12,400 円/日	
		同一建物内 3 人以上 9 人以下	11,200 円/日	
		同一建物内 10 人以上 19 人以下	9,220 円/日	
		同一建物内 20 人以上 49 人以下	8,230 円/日	
		同一建物内 50 人以上	7,240 円/日	
		看護補助者又は精神保健福祉士と同時に訪問看護を行った場合（週 1 回まで）		
		同一建物内 1 人又は 2 人	3,000 円/日	
		同一建物内 3 人以上 9 人以下	2,700 円/日	
		同一建物内 10 人以上 19 人以下	2,100 円/日	
		同一建物内 20 人以上 49 人以下	1,900 円/日	
		同一建物内 50 人以上	1,600 円/日	
	夜間・早朝訪問看護加算	夜間（18 時～22 時）、早朝（6 時～8 時）		
		同一建物内 1 人又は 2 人	2,100 円/日	
		月 15 日まで 同一建物内 3 人以上 9 人以下	2,100 円/日	
		月 16 日以降	1,900 円/日	
		月 15 日まで 同一建物内 10 人以上 19 人以下	1,800 円/日	
		月 16 日以降	1,300 円/日	
		月 15 日まで 同一建物内 20 人以上 49 人以下	1,200 円/日	
		月 16 日以降	950 円/日	
		月 15 日まで 同一建物内 50 人以上	1,000 円/日	
		月 16 日以降	800 円/日	
	深夜訪問看護加算	深夜（22 時～6 時）		
		同一建物内 1 人又は 2 人	4,200 円/日	
		月 15 日まで 同一建物内 3 人以上 9 人以下	4,200 円/日	
		月 16 日以降	4,000 円/日	
		月 15 日まで 同一建物内 10 人以上 19 人以下	3,900 円/日	
		月 16 日以降	2,300 円/日	
		月 15 日まで 同一建物内 20 人以上 49 人以下	2,100 円/日	
		月 16 日以降	1,500 円/日	
		月 15 日まで 同一建物内 50 人以上	1,800 円/日	
		月 16 日以降	1,300 円/日	
	精神科複数回訪問加算	保険医療機関で精神科在宅患者支援管理料を算定し、主治医が複数回の必要を認めた場合		
		1 日に 2 回 同一建物 1 人又は 2 人	4,500 円/日	
		同一建物内 3 人以上 9 人以下	4,000 円/日	
		同一建物内 10 人以上 19 人以下	3,700 円/日	
		同一建物内 20 人以上 49 人以下	3,500 円/日	
		同一建物内 50 人以上	3,300 円/日	
		1 日に 3 回以上 同一建物 1 人又は 2 人	8,000 円/日	

		同一建物内 3 人以上 9 人以下 月 20 日まで 月 21 日以降 同一建物内 10 人以上 19 人以下 月 20 日まで 月 21 日以降 同一建物内 20 人以上 49 人以下 月 20 日まで 月 21 日以降 同一建物内 50 人以上 月 20 日まで 月 21 日以降	7,200 円/日 6,900 円/日 6,300 円/日 5,200 円/日 4,800 円/日 3,500 円/日 4,100 円/日 3,000 円/日	
訪問看護管理療養費	安全な提供体制が整備されており、休日・祝日等も含めた計画的な管理を継続して行った場合 ホ. 月の初回の訪問日（機能強化型以外）		7,710 円/回	
	2 日目以降 単一建物居住利用者が 20 人未満		3,010 円/回	
	2 日目以降 単一建物居住利用者が 20 人以上 50 人未満 月 15 日目まで 月 16 日目以降 24 日目まで 月 25 日目以降		2,510 円/回 2,310 円/回 2,210 円/回	
	2 日目以降 単一建物居住利用者が 50 人以上 月 15 日目まで 月 16 日目以降 24 日目まで 月 25 日目以降		2,410 円/回 2,210 円/回 2,010 円/回	
24 時間対応体制加算	利用者又はその家族からの電話等に常時対応可能で、緊急時訪問看護を必要に応じて行う体制にあるものとして届出を行い、利用者に説明し、同意を得た場合 イ. 看護業務の負担軽減の取組を行っている場合 ロ. イ以外の場合		6,800 円/月 6,520 円/月	
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者（*4）に対して常時対応でき、計画的な管理が実施できる体制にあるものとして届出を行い、利用者に対して計画的な管理を行った場合 重症度の高い利用者（*4）について		2,500 円/月 5,000 円/月	
退院時共同指導加算	主治医の所属する保険医療機関からの退院、介護老人保健施設又は介護医療院の退所にあたって、訪問看護ステーションの看護師等と主治医又は入院（入所）施設の職員が在宅療養についての指導を共同で行い、その内容を文書で提供した場合における初日の訪問看護実施時 * 特別管理加算対象者（*3）は 2 回まで、それ以外は 1 回で算定可能。		8,000 円/回	
特別管理指導加算	退院時共同指導加算の算定にあたって、特別管理加算の対象者である場合		+2,000 円/月	
退院支援指導加算	退院日に療養上の退院支援指導が必要な利用者であって、厚生労働大臣が定める疾病等（*3①）、特別管理加算対象者（*3②）又は退院日の訪問看護が必要であると認められた者が退院するにあたって、退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合 別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対して、長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合		6,000 円/回 8,400 円/回	
在宅患者連携指導加算	利用者の同意を得て、医療関係職種間で共有した情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合		3,000 円/月	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	利用者の状態の急変や診療方針の変更等に伴い、保険医療機関の保険医の求めにより開催されたカンファレンスに参加して、共同で利用者や家族に指導を行った場合 月 2 回まで。		2,000 円/回	
精神科重症患者支援管理連携加算	長期入院後の退院患者や入退院を繰り返す病状が不安定な患者等に対して、保険医療機関と連携して訪問看護を行う場合		イ 8,400 円/月 ロ 5,800 円/月	

看護・介護職員連携強化加算	医師の指示の下、介護職員等が喀痰吸引等を実施している場合に、喀痰吸引等の業務を行う介護職員等の支援を行った場合	2,500 円/月	
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア、人工膀胱ケアに係る専門の研修を修了した看護師又は特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	2,500 円/月	
訪問看護医療 D X 情報活用加算	マイナ保険証によるオンライン資格確認等により利用者の診療情報を取得した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合（月 1 回）	50 円/月	
訪問看護医療情報連携加算	他の保険医療機関等の関係職種が ICT を用いて記録した利用者の診療情報等を活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合（月 1 回）	1,000 円/月	
訪問看護情報提供療養費	利用者の同意を得て、市町村・都道府県又は指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者、学校等、保険医療機関等に対して情報を提供した場合	1,500 円/月	
訪問看護ターミナルケア療養費	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 回以上の訪問看護（退院日の退院支援指導も含む）を実施し、ターミナルケアに係る体制について説明し、在宅で死亡した場合（24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）	25,000 円/回	
訪問看護遠隔診療補助料	訪問看護指示書の有効期間内の利用者について、定期的な訪問看護以外の場面で、主治医がオンライン診療を行う際に、看護職員が利用者の居宅を訪問して診療の補助を行った場合（月 1 回）	2,650 円/回	
訪問看護ベースアップ評価料	訪問看護管理療養費（月の初日の訪問の場合）と合わせて算定 Ⅰ：職員の賃金改善を図る体制がある場合（月 1 回）＊ Ⅱ：Ⅰに加え、賃金改善算定基礎額がⅠの算定収入の 50%未満の場合（月 1 回） ＊令和 9 年 6 月以降は倍額	Ⅰ 1,830 円 Ⅱ 30 円～1,080 円/月（区分による）	
訪問看護物価対応料	訪問看護管理療養費を算定している利用者に対して算定（1 日につき） 月の初日の訪問 60 円＊ 月の 2 日目以降の訪問 20 円＊ ＊令和 9 年 6 月以降は倍額（月初日 120 円、2 日目以降 40 円）	月初日 60 円/日 2 日目以降 20 円/日	

*1 厚生労働大臣が定める者

1 月に 2 回まで、特別訪問看護指示書に基づく医療保険の訪問看護を行うことができる利用者
気管カニューレを使用している状態にある者又は真皮を越える褥瘡の状態にある者

*2 厚生労働大臣が定める者

入院患者のうち、在宅療養に備えた外泊中に訪問看護を行うことができる者

(1) *3①に該当する利用者

(2) *3②に該当する利用者

(3) その他在宅療養に備えた一時的な外泊に当たり、訪問看護が必要であると認められた者

*3 厚生労働大臣が定める場合

医療保険で週 3 日を超える訪問看護を行うことができる利用者

①特掲診療料の施設基準等・別表第 7 に掲げる疾病等の者

末期の悪性腫瘍・多発性硬化症・重症筋無力症・スモン・筋萎縮性側索硬化症・脊髄小脳変性症・ハンチントン病・進行性筋ジストロフィー症・パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る））・多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレガー症候群）・プリオン病・亜急性硬化性全脳炎・ライソゾーム病・副腎白質ジストロフィー・脊髄性筋萎縮症・球脊髄性筋萎縮症・慢性炎症性脱髄性多発神経炎・後天性免疫不全症候群・頸髄損傷・人工呼吸器を使用している状態

②特掲診療料の施設基準等・別表第 8 に掲げる者

- 1.在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- 2.以下のいずれかを受けている状態にある者
在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅人工呼吸指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理・在宅難治性皮膚疾患処置指導管理
- 3.人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- 4.真皮を越える褥瘡の状態にある者
- 5.在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

*4 厚生労働大臣が定める状態等にある利用者

医療保険の特別管理加算を算定できる利用者 *3②に該当する利用者（うち、第一号の状態にある者が重症度等の高いものに該当）